

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税7)(所得税:他 法人税:義)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号) なお、対象医療機器等については、関係団体への調査を踏まえ見直しを行う予定。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度及び平成23年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間 ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。)

6	適用又は延長期間	平成 25 年4月1日から平成 27 年3月 31 日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。

《政策目的の根拠》
 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」とこととされており、平成 18 年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
 施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
 医療安全に資する医療機器等の国内販売台数

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。

本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、本制度の租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数は以下のとおり。
 ※単位：台数

対象医療機器等	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
人工呼吸器	5,466	5,473	5,459	2,340	1,668
シリンジポンプ	15,952	20,611	22,745	18,350	17,542
生体情報モニタ	8,309	9,067	9,897	10,807	11,801
自動錠剤分包機	480	1,071	1,411	1,385	1,592
調剤誤認防止装置	707	1,707	2,350	1,986	2,206
分娩監視装置	1,106	1,062	1,096	1,328	1,401

(注)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。

平成 20 年 1,311 (百万円)
 平成 21 年 1,513 (百万円)
 平成 22 年 1,685 (百万円)

			平成 23 年 平成 24 年	1,571 (百万円) 1,934 (百万円)	(見込み) (見込み)																															
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 本制度の目標設定は、各対象医療機器等における望ましい普及目標台数の 80%を普及させることであり、平成 22 年度における本制度の延長を要望する際、2 年間の租特期間中に即達成するのは困難と見込み、平成 24 年度末の各対象医療機器等の目標普及割合は概ね 4～5 割を目標としたところ。現時点における普及台数及び達成率の推計は以下のとおり。 この指標より、全ての医療機器等においては、平成 22 年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っており、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税制優遇対象施設の H24 年度普及実績</th> <th rowspan="2">導入が必要とされる対象機器数(台)</th> </tr> <tr> <th>対象施設での H15～24 年度販売台数総計</th> <th>普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>47,818</td> <td>58.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>16,650</td> <td>65.5%</td> <td>254,319</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>80,515</td> <td>98.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>9,141</td> <td>83.0%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>13,145</td> <td>119.4%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>12,061</td> <td>158.1%</td> <td>7,630</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)販売実績は、生体情報モニタは薬事工業生産動態調査より、それ以外は対象機器販売会社の調査より推計。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。</p>					税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台)	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)	人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830	シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319	生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830	自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012	調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012	分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630
	税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台)																																	
	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)																																		
人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830																																	
シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319																																	
生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830																																	
自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012																																	
調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012																																	
分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630																																	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個</p>																																	

		別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 16 年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。</p> <p>また、平成 13 年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成 18 年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価されているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心で質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としものである。</p> <p>これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>平成 13 年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成 17 年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。</p> <p>さらに、平成 19 年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—